

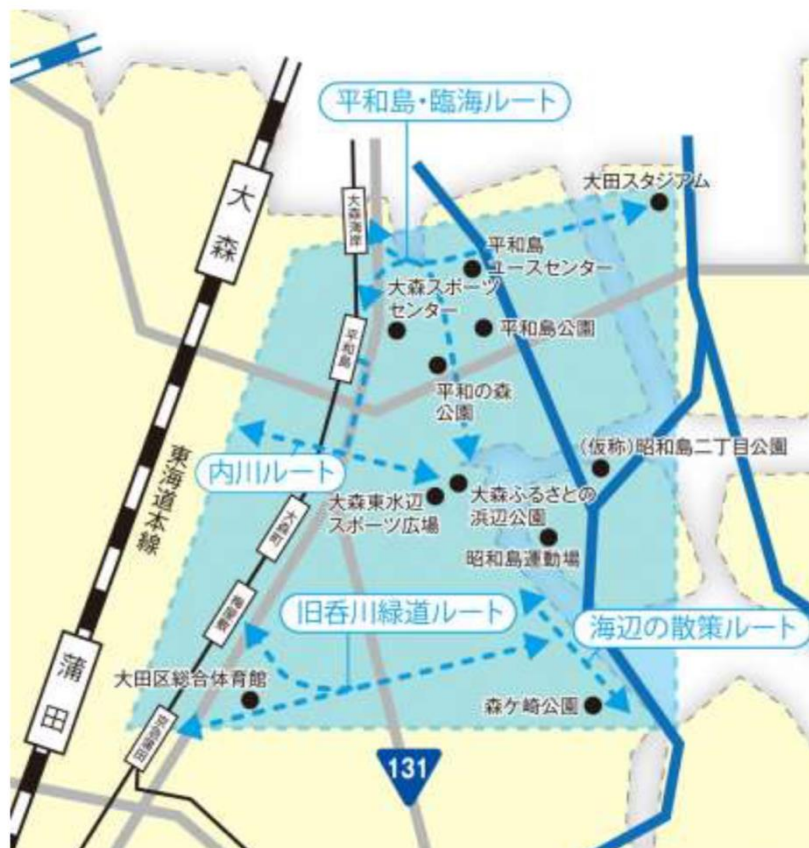
第4節 新スポーツ健康ゾーンの整備

第1項 事業の概要

1. 新スポーツ健康ゾーンとは

大田区では、大森ふるさとの浜辺公園を中心として、大森スポーツセンター、大田スタジアム、森ヶ崎公園、大田区総合体育館に囲まれたエリアを「新スポーツ健康ゾーン」と呼称し、当該ゾーンを一つのスポーツ機能の集積地と捉えることで、「するスポーツ」、「みるスポーツ」の充実を図り、スポーツ健康都市宣言に掲げる「区民のスポーツを通じた健康で豊かな暮らし」を実現するシンボルゾーンとする構想を掲げている。

■ 新スポーツ健康ゾーンの位置図と回遊イメージ



*大田スポーツ推進計画 平成30年3月 24頁より抜粋

2. 新スポーツ健康ゾーンに含まれる施設等の工事实績

新スポーツ健康ゾーンに含まれる施設のうち、過去3年において大田区で実施した主な工事は次の通り(昭和島二丁目公園と森ヶ崎公園に関しては平成31年度予算)である。

【大森ふるさとの浜辺公園・大森東水辺スポーツ広場】

年度	費目	決算額(円)	内訳(円)	説明	
28年度	工事請負費	281,815,100	180,554,400	大森ふるさとの浜辺公園休憩所及び倉庫新築その他工事	
				(1)休憩所及び倉庫新築その他工事	
				57,115,800	(2)休憩所及び倉庫新築その他電気設備工事
				42,597,360	(3)休憩所及び倉庫新築その他機械設備工事
				1,061,540	(4)休憩所サイン設置工事
			486,000	(5)売店ガス設備工事	
		42,768,000	-	大森ふるさとの浜辺公園整備工事その7(デッキ整備等)(日除け設備等)	
		224,988,084	137,037,960	(1)整備工事	
			68,013,000	(2)不陸整正工事	
			19,320,120	(3)大森ふるさとの浜辺公園整備工事その8(フットサル場整備)	
	617,004	大森ふるさとの浜辺公園案内板修正シート設置工事			
	104,245,920	-	防災船舶着場整備工事		
30年度		7,344,000	-	大森東水辺スポーツ広場防護マット設置工事	

【森ヶ崎公園】

年度	費目	決算額(円)	内訳(円)	説明
28年度	委託料	4,104,000	-	森ヶ崎公園改良基本設計委託(サッカー広場拡張等)
29年度	委託料	12,247,200	-	森ヶ崎公園改良実施設計委託(サッカー場拡張、管理棟リフォーム設計等)
30年度	委託料	6,372,000	-	森ヶ崎公園改良実施設計委託その2(サッカー場拡張)
	工事請負費	303,717,600	110,743,200	(1)多目的スポーツ広場整備
			82,116,720	(2)駐車場, 広場整備
			110,857,600	(3)管理棟改修(管理棟改修工事, 給排水等引込設備改修工事, 火災報知器移設工事)
31年度 (予算)	工事請負費	375,584,000	353,584,000	森ヶ崎公園改良工事その4 多目的スポーツ広場整備
			22,000,000	森ヶ崎公園管理棟引込改修工事

【昭和島二丁目公園】

年度	費目	決算額(円)	内訳(円)	説明
28年度	委託料	5,389,200	-	仮称昭和島二丁目公園改良基本設計委託
	工事請負費	23,009,400	-	伐採, 抜根, 多目的スポーツ広場基盤造成
29年度	委託料	17,890,200	-	公園施設, 管理棟実施設計, 計画通知作成委託
	工事請負費	258,586,592	110,910,600	(1)仮称昭和島二丁目公園整備工事その2 多目的スポーツ広場整備
			54,711,752	(2)仮称昭和島二丁目公園整備工事その3 園路, 駐車場等整備
			46,440,000	(3)仮称昭和島二丁目公園整備工事その4 ナイター照明, 園路灯等整備
			46,524,240	(4)仮称昭和島二丁目公園管理棟新築工事

30年度	工事請負費	75,410,244	73,459,440	(1)昭和島二丁目公園整備工事その の5 テニスコート
			1,286,280	(2)公園サイン設置工事
			664,524	(3)誘導サイン設置工事
31年度 (予算)	工事請負費	36,356,100	-	昭和島二丁目公園整備工事その 6 壁打ちテニス場

*大田区より入手した「都市基盤整備部建設工事課（平成28～30整備費決算額）」エクセルファイルより作成

3. 新スポーツ健康ゾーン活性化事業

新スポーツ活性化事業（総務費・観光国際費・スポーツ振興費の区分）の平成30年度予算と執行額は次の通りとなっている。

（平成30年度予算額と執行額）

予算額	執行額	不用額	執行率
4,917,872円	4,761,720円	156,152円	96.82%

*大田区より入手した平成30年度 当初歳出予算見積書（内訳）エクセルファイル「0330【歳出】決算事業別集計表（スポーツ推進課）」より作成

*当初予算額は5,043,000円であったが、流用・配当替により125,182円減となった。

*予算の内訳は、

- 1 ビーチスポーツ等体験教室 2,148,120円
- 2 エリア運動イベント 2,894,400円

（ビーチスポーツ等体験教室48回・エリア運動イベント4回）
となっている。

なお、当該予算は平成29年度から発生しているが、平成29年度の予算は次の通りである。執行率が低く予算は少額であり、今後どのように事業が進んでいくのかはまだ明確ではないものと考えられる。

（平成29年度予算と執行額）

予算額	執行額	不用額	執行率
10,000,000円	4,746,360円	5,253,640円	47.46%

第2項 大森ふるさとの浜辺公園・大森東水辺スポーツ広場

レクリエーション施設の整備として、大森ふるさとの浜辺公園・大森東水辺スポーツ広場についてその工事の契約状況を確認し、実際に現場を視察し利用状況を調査する。

1. 工事の契約状況

大森東一丁目第四公園（仮称）の過去3年度の工事状況は第1項にて掲げた通りであるが、平成30年度の工事を対象として、次の通り監査手続を実施する。

- ・ 契約手続が正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ適時に作成されているか
- ・ 必要書類が適切に保管されているか
- ・ 業者の選定方法は合理的であるか
- ・ 入札における参加者の資格審査が実施されているか
- ・ 契約は行政目的達成に貢献しているか

上記事項について、契約書等を査閲することで検討する。

項目	内容
工事件名	大森東水辺スポーツ広場防護マット設置工事
工事場所	大田区大森東一丁目37番1号
工期	平成31年1月17日～平成31年3月28日
契約金額	7,344,000円
支払条件	前払金 2,900,000円
受注者	営繕工事株式会社

(指摘事項なし)

監査の結果、特に問題となる事項はなかった。

2. 現場視察

大森ふるさとの浜辺公園・大森東水辺スポーツ広場に現場視察を行い、上記の工事の実在性、現在の工事の進捗状況等を確認し、今後新スポーツ健康ゾーンを周知・発展させるに当たり、どのような施策が必要であるのか検討を行った。

現場視察日：令和元年 11 月 10 日 (11:00～12:00)

◆公園の概要(大田区ホームページより)

所在地	平和の森公園 2 番 2 号 ふるさとの浜辺公園 1 番 1 号	交通	京急本線平和島駅下車徒歩 15 分
主な樹木	サクラ, クスノキ	主な施設	車いす対応トイレあり, 水飲み

(1) バスケットコート・ビーチバレー

バスケットコートが 2 つあり、その後方にビーチバレーのコートがある。

現場視察当日もビーチバレー体験会が行われており、多くの人が参加・利用していた。

なお、ビーチバレーの使用料は次の通りである。

ビーチバレー場 使用料			
種別	使用日	使用料 (2 時間)	
		区内	区外
メインコート	平日	2,800 円	4,200 円
	土曜日・日曜日・祝日	4,200 円	6,200 円
サブコート	平日	1,400 円	2,000 円
	土曜日・日曜日・祝日	2,000 円	3,000 円

*入場料又はこれに類する金銭等を徴収する場合は、区外の 2 倍の使用料となる。

*現地に掲げられている看板より作成



(2) 砂浜（マリンスポーツ可能エリア）



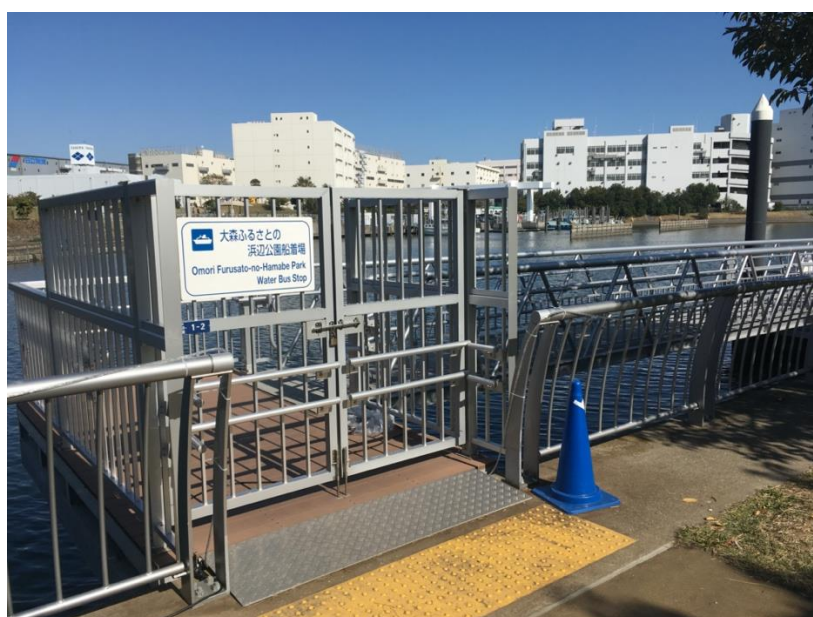
マリンスポーツは3～10月は9時～17時、11月～2月は9時～16時まで利用可能である。

(3) 船着場

船着場は大田区に団体登録申請し、承認を受けた団体に属する者のみ使用可能であり、小型船で、一定の条件を満たした船舶のみ利用することが可能である。団体登録は大田区地域基盤整備第一課が管轄している。

使用料金は次の通りとなっている。

使用区分	1隻につき1回当たりの使用料	
	1日1回使用する場合	1日2回以上使用する場合
旅客定員45名以上	5,000円	4,000円
旅客定員13名以上44名以下	2,000円	1,500円
旅客定員12名以下	600円	450円



当該船着場は、OTA ふれあいフェスタ 2018 と連携し、臨時便を運行する等して、地域の方々にも身近に利用できるようなイベントも開催している。

(4) 休憩所

休憩所には、トイレや更衣室、キッズスペースがあり、利用者のニーズの多くに答えているものであるといえる。



中には売店も設置されている。なお、休憩所の外にも売店があり(土日のみ営業)、現場視察当日にも多くの利用者がいた。



その他にもフットサルコートや公園があり、現場視察日においても多くの利用者がおり、ここ数年に実施した工事は幅広いニーズに応える非常に効果的なものであったと評価することができる。新スポーツ健康ゾーンが「するスポーツ」、「みるスポーツ」を重視するものである点からすれば、幅広い世代の人がそれを達成できる施設になっているものと考えられる。

特にビーチバレーのコートはその希少性はもちろんであるが、ふるさとの浜辺公園に設置することが公園のイメージと合致するものであり、今後さらなる利用者が見込まれるものと期待される。

3. 監査の結果及び意見

・公園における駐輪場について

(意見 No. 71)

利用者に比して駐輪場のスペースが不足していると考えられる。公園には駐車場もあり、遠方や荷物の多い人でも気軽に利用できる体制は整っているが、利用者の中には自転車で来る人も一定数いるものと思われる。

下記は、現場視察日に撮影した駐輪場であるが、既に満車状態であり、この場所以外の、本来は駐輪するべき場所でないところにも自転車が駐輪されている光景が散見された。



また、駐輪場の中にはバイクも何台か置かれており、バイク利用者の取り扱いについても検討が必要と考えられる。駐輪場はこれ以外にも公園の各入口に備え付けられていたものの、それらも満車に近い状態となっており、今後の利用者の更なる拡大に向けては整備が必要であると考えられる。

第3項 森ヶ崎公園

連携公園の一つとされる森ヶ崎公園について、その工事の契約状況を確認し、実際に現場を視察して利用状況を調査する。

1. 工事の契約状況

森ヶ崎公園の過去3年度の工事状況は第1項にて掲げた通りであるが、平成30年度の工事を対象として、次の通り監査手続を実施する。

- ・ 契約手続が正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ適時に作成されているか
- ・ 必要書類が適切に保管されているか
- ・ 業者の選定方法は合理的であるか
- ・ 入札における参加者の資格審査が実施されているか
- ・ 契約は行政目的達成に貢献しているか

について、契約書等を査閲することで検討する。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はなかった。

2. 現場視察

森ヶ崎公園に現場視察に行き、上記の工事の実在性や現在の工事の進行状況等を確認し、今後新スポーツ健康ゾーンとしてどのような施策が必要であるか検討を行った。

所在地	大森南五丁目2番111号	交通	JR 大森駅東口または蒲田駅東口から京急バス森ヶ崎行きで、森が先十字路バス停車徒歩約5分
主な樹木	ウメ、マツ、ツツジ	主な施設	トイレ2箇所(車いす対応型1箇所、ほか1箇所)、キャッチボール場、展望台

現場視察日：令和元年11月9日(15:00~17:00)

公園の概要(大田区ホームページより)

(1) 管理棟 外観

スロープが付いており、車椅子の人も入れる仕様になっている。



(2) 管理棟内部

中には自動販売機と飲食スペースが用意されている(内部には36席)。



内部にはシャワールーム、ロッカー、トイレが備え付けられている。



(3) 駐車場

47 台の駐車スペースがあり、令和元年 9 月 1 日より利用が開始された（普通車のみ利用可能）。



(4) 現在進行中の工事現場

現場視察日においても工事を行っていた。

- ・植栽改良工事



- ・サッカー場の人工芝生化工事



(参考) 現在進行中のサッカー場の人工芝生化工事の概要

項目	内容
工事件名	森ヶ崎公園改良工事その4(多目的スポーツ広場)
工事場所	大田区大森南五丁目2番11号
工期	令和元年6月24日～令和2年3月10日
契約金額	233,310,000円
支払条件	前払金 93,300,000円
受注者	スポーツ施設株式会社

視察の結果、既に実行された工事、現在実施中の工事の実在性に特に問題はなかった。

一方で、今後の新スポーツ健康ゾーンとしての森ヶ崎公園の在り方についていくつかの意見を述べる。

(意見 No. 72)

現場視察日は小学生がフットサル場を利用してサッカーの練習を行っていたが、駐車場には車はほとんど停まっていなかった。この点について、現場管理者に確認したところ、駐車場が満車になることはほぼないとのことであった。満車になる時はサッカーのイベントがあるとき等、限定的であるとのことであった。その一方で、駐輪台数は相当数あり、これは過去3年度の工事以前から見られる光景であった。

現時点では駐車場が開設して以降、2ヶ月程度しか経過してないことからまだまだ認知度が低いことが考えられる(これについては後述する)が、新スポーツ健康ゾーンとしてのシンボルの一つとするのであれば、イベントのみならず、広大なスペースがある公園も一般の区民にも幅広く利用してもらえる方法を模索する必要があると考えられる。現状ではこの3年間の工事を経て非常に衛生的な管理棟が設置され、公園内には魅力的な遊具も多々あり、施設は充実しているものと考えられる。

その一方で、森ヶ崎公園は他の新スポーツ健康ゾーンの公園に比べ、アクセスの点で若干難があると考えられるため、車を利用してでも行きたいと思える場所(現場視察日には大田区が提唱する“旧呑川緑道ルート”から森ヶ崎公園に自転車を利用していったが、距離があり、森ヶ崎に行くまでに幾つかの公園もあった)、森ヶ崎公園にしかない魅力を作ることが必要と考える。

例えば、今回の大田区の新スポーツ健康ゾーンとは目的や規模も異なるものであるが、東京都は臨海部を臨海スポーツゾーンとして整備すると発表をした

が、その中にはスポーツエリアのみでなく、大型商業施設やホテルも織り込んだ構想をしている。

森ヶ崎公園はその立地条件上、一定の制約があるものと思われるが、例えば後述するように、大田区の新スポーツ健康ゾーンは現状「みるスポーツ」と「するスポーツ」がはっきりと分かれた公園で構成されている。その中で森ヶ崎公園は「するスポーツ」にカテゴリーされるものと考えられるが、広大な敷地と多くの種目のスポーツができる施設が確保されていることから、「みる」側面も兼ね備えられるように観戦スペースも十分に確保する等の工夫をし、様々なスポーツを「する」・「みる」の両面で充実する公園となり、多くの区民から積極的に利用される公園になることが期待される。

(意見 No. 73)

現場視察をした際に公園の遊具も併せて確認をしたが、次のような健康器具が設置してあった。現場視察日時点では、この健康器具の後方にもう一つ健康器具があることは確認できたが、もう少し設置するスペースがあるものと考えられる。また森ヶ崎公園の工事は進行中であるため、様々な検討をしている最中と思われるが、幅広い年齢層にスポーツを楽しんでもらえる拠点とするための施策の一つとして検討してみてもいいのではないかと考えられる。



第4項 昭和島二丁目公園

第4項においても、第2、3項同様に連携公園の一つとされる昭和島二丁目公園について、その工事の契約状況を確認し、実際に現場を視察して利用状況を調査する。

1. 工事の契約状況

昭和島二丁目公園の過去3年度の工事状況は第1項にて掲げた通りであるが、平成30年度の工事を対象として、次の通り監査手続を実施する。

- ・ 契約手続が正当な承認を得ているか、契約書が確実に、かつ適時に作成されているか。
- ・ 必要書類が適切に保管されているか。
- ・ 業者の選定方法は合理的であるか。
- ・ 入札における参加者の資格審査が実施されているか。
- ・ 契約は行政目的達成に貢献しているか

について、契約書等を査閲することで検討する。

工事 No. 1

項目	内容
工事件名	昭和島二丁目公園誘導サイン設置工事
工事場所	大田区昭和島二丁目2番先
工期	平成31年3月1日～平成31年3月29日
契約金額	664,524円
支払条件	前払なし
受注者	第一標識株式会社

工事 No. 2

項目	内容
工事件名	昭和島二丁目公園サイン設置工事
工事場所	大田区昭和島二丁目3番
工期	平成31年1月11日～平成31年2月14日
契約金額	1,286,280円
支払条件	前払なし

受注者	第一標識株式会社
-----	----------

工事 No. 3

項目	内容
工事件名	昭和島二丁目公園整備工事その5 (テニスコート等)
工事場所	大田区昭和島二丁目3番
工期	平成30年8月1日～平成31年1月31日
契約金額	73,440,000円
支払条件	前払金 29,300,000円
受注者	ホームラン堂運動施設株式会社
入札方式	一般競争入札
予定価格	87,393,600円
落札価格(税込)	73,440,000円
落札率	84.03%

*1 追加工事に伴う工事請負変更契約書あり(平成30年12月5日)

19,440円増額

*2 第1回目の入札に14社が応募。うち4社が辞退をし、10社が入札をしたが、その中で最低価格に決定(10社いずれも予定価格内の提示。最低制限価格は非公表)。

(指摘事項なし)

特に問題となる事項はなかった。

2. 現場視察

昭和島二丁目公園に現場視察にいき、上記の工事の実在性や現在の工事の進行状況等を確認し、今後新スポーツ健康ゾーンとしてどのような施策が必要であるか検討を行った。

現場視察日：令和元年11月10日(10:00～11:00)

公園の概要(大田区ホームページより)

所在地	昭和島二丁目3番1号	交通	東京モノレール昭和島駅西口下車徒歩10分
主な樹木	ケヤキ、クスノキ	主な施設	車いす対応トイレあり、更衣室

*1 公園開園時間

4～10月：午前6時30分から午後10時まで

11～3月：午前7時30分から午後9時まで

(1) フットサルコート

フットサルコートが3面あり、サッカーコートとしての利用も可能である。視察日当日は少年チームの7人制サッカーの試合が行われていた。



(2) 壁打ちテニス

3～4名ほどが利用できるスペースがあり、視察日当日は2名ほどの利用者が練習をしていた。



(3) テニスコート

テニスコートが2面あり、視察日当日はいずれも利用者がいた。



(4) 管理棟

中には、自販機、更衣室、トイレがある。

コインロッカーは男女各 28 人分、シャワー室は男女各 3 台(5 分 100 円)が備え付けられている。



(5) 公園サイン

工事の実在性の確認のために撮影



3. 監査の結果及び意見

(1) 駐輪場のスペース

(意見 No. 74)

ふるさとの浜辺公園と同様、利用者に比して駐輪場のスペースが不足していると考えられる。



上記の写真は現場視察当日における駐輪場の状況であるが、少年サッカーのイベントもあり、多くの利用者があり、駐輪場も満車状態となっている。

その結果、下記の写真のように駐輪スペース外に駐輪されている光景が散見された。



駐車スペースは十分あることが確認できたため、今後は駐輪スペースの確保も検討することが必要であると考えられる。

(2) 公園内の観戦設備

(意見 No. 75)

昭和島二丁目公園には工事が施工される前と比較すると充実した設備が置かれ、多くの利用者が溢れる魅力的なスポットになったといえる。

新スポーツ健康ゾーンの「するスポーツ」の観点からは多くのプレーヤーが生まれることが期待される一方、それを観戦するスペースが現状だと少ないと考えられる。例えば、視察日における少年サッカーの試合における観戦は、土手のような傾斜に簡易的な椅子を設置することや、傾斜面に座って観戦する姿が見られた。保護者も特段観戦する場所がない状態で、所々に待機している姿が見受けられた。

スタジアムではないため、「みる」という本質的な観点からは完全に合致するものではなく、そのスペースとしても限定されるものの、例えばベンチを置く等し、観戦する側も快適に過ごせる配慮を検討することが必要であると考えられる。

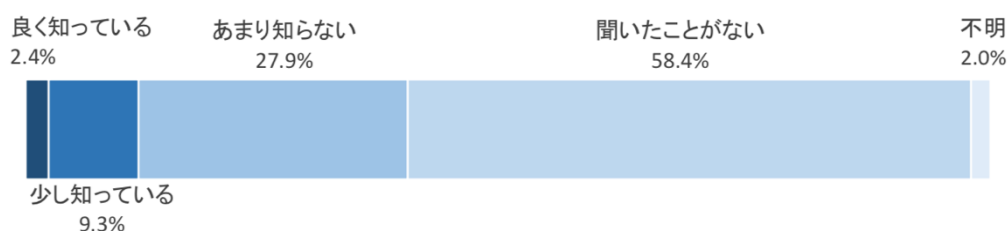
第5項 新スポーツ健康ゾーンについて

ここまでは新スポーツ健康ゾーンにおける連携公園や施設の工事契約の検討、現場視察の実施し、意見を述べてきたが、本項では大田区が提唱する新スポーツ

健康ゾーンの今後の在り方について意見を述べる。

まず、新スポーツ健康ゾーンについて、区民の認知度の調査を行なった結果、次の通りの結果となっている。

<新スポーツ健康ゾーン構想の認知度>



* 大田区スポーツ推進計画 平成 30 年 3 月 25 頁より抜粋

上記に掲げる通り、知っているとの回答が全体の 12%ほどに留まり、区民の過半数にとっては新スポーツ健康ゾーン名称そのものを知らないという状況になっている。まずはこの認知度を上げる必要があるものと考えられる。

(意見 No. 76)

認知度を上げる施策としては、口コミ、SNS 等方法は様々であると考えられるが、現状では新スポーツ健康ゾーンに関してはパンフレット「大田区スポーツ施設マップ」の中に紹介されている。

新スポーツ健康ゾーンという名称は認知されていなくても、結果として当該ゾーンには多くの利用者がいるものと考えられるが、認知度を上げるという点では、例えばパンフレットの表紙にその名称を用いるとか、他のパンフレットにも当該名称を使用する(例えば、「水辺で遊ぼう」のパンフレットは、スポーツ健康ゾーンのエリアと重なる部分もあるため、その名称やゾーンを地図上に明示する)等し、横断的な宣伝が必要になるものと考えられる。

(意見 No. 77)

また、大田区スポーツ推進計画には、新スポーツ健康ゾーンを「するスポーツ」と「みるスポーツ」の充実を図ることができるものであると位置付けている。

これらは、東京都が掲げるスポーツ推進総合計画に沿ったものであるといえる。東京都のホームページ「スポーツ T O K Y O インフォメーション」によれば、「する」、「みる」の定義は次の通りとなっている。

「するスポーツ」

野球やサッカーといった競技スポーツに加えてランニング、体操・ストレッチといった運動、気晴らしのための散歩や、意識して通勤途上でエレベータを使わずに歩いて階段を昇ることなども含みます。

「みるスポーツ」

スタジアム等でのトップアスリートの競技の直接観戦をはじめ、子供や友人が実施する競技の観戦や、テレビやラジオ、インターネット配信での観戦も含め幅広く捉えます。

H P スポーツ TOKYO インフォメーションより。

<https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp>

なお、この他に「支えるスポーツ」として、審判や監督、コーチの存在、チームの応援、企業による用具の提供等も含むものとして掲げられている。

上記の定義を新スポーツ健康ゾーンに当てはめてみると、ゾーン内にある「大田区総合体育館」や「大田スタジアム」に関しては「みる」に重きを置いているものと考えられ、本節で取り上げた3つの公園に関しては「する」に重きを置いているものとカテゴリーができる。

<各施設における、「する」・「みる」スポーツのカテゴリー>

するスポーツ	<ul style="list-style-type: none">・平和の森公園・大森スポーツセンター・大森ふるさとの浜辺公園，大森東水辺スポーツ広場・昭和島二丁目公園・森ヶ崎公園 等
みるスポーツ	<ul style="list-style-type: none">・大田スタジアム・大田区総合体育館

現状のスポーツ健康ゾーンに対する区民の理解はスポーツを「する」場所というイメージは強いものと思われる(大田区スポーツ推進計画平成30年3月版の25頁に掲載されている「新スポーツ健康ゾーンならではの公園に希望する施設・設備」には、ウォーキングコースやフィールドアスレチック、サイクリングコース等、区民にとって「する」側としての意識が強いことが伺える)が、実際に大田区が新スポーツ健康ゾーンに期待する役割は「みる」ことも含まれているものと考えられるため、「大田区スポーツ推進計画(改定版)」や大田区スポーツ施設マップの中に、「する」施設と「みる」施設を明確に分けて周知する必要があるものと考えられる。現状では、大田区スポーツ施設マップの中に大田区総合体育館が「みる」施設として紹介がされているが、地図に示されるゾーンの中でも一

見して分かるように工夫をすべきである。それが区民にとってもゾーンの位置付けを意識させるものとなり、区民の要望も明確に示されることにつながることを期待されると考えられる。